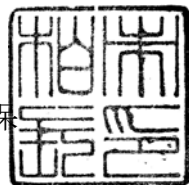


制限付き一般競争入札（事前審査型）について（公告）

制限付き一般競争入札（事前審査型）を次のとおり執行します。（なお、本案件は、競争参加資格確認申請書の提出が必要です）

令和 2 年 3 月 4 日

柏市長 秋 山 浩 保



1 案件概要

(1) 番号

工事 第 3 7 8 号

(2) 件名

公設市場立体駐車場建設工事（電気設備工事）

(3) 場所

柏市若柴 6 9 番地の 1

(4) 概要

立体駐車場建設工事に係る電気設備工事一式

(5) 工期

柏市議会令和 2 年第 2 回定例会（以下「柏市議会」という。）の議決の日の翌日から令和 3 年 3 月 1 8 日（木）まで

(6) 入札形態

電子入札（ちば電子調達システム）2 社（代表者、構成員）により構成される
共同企業体による入札

(7) 予定価格

落札者の決定後に公表

(8) 最低制限価格

落札者の決定後に公表

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から開札の日まで（総合評定値については公告の日）において、次の要件のすべてを満たす者とする。

(1) 共同企業体の結成

入札参加資格確認申請の申請期限の日において、次の要件を満たす共同企業体

を結成していること。

ア 2社により構成される共同企業体であること。

イ 共同企業体の構成は共同施工方式であること（分担施工方式は不可）。

ウ 共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大の出資比率であること。

エ 共同企業体の代表者を除く構成員の出資比率は30パーセント以上であること。

(2) 登録状況

共同企業体の代表者及び構成員は次に掲げる要件を満たしていること。

ア 電気工事について、柏市競争入札参加資格者として登録されていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又はこの公告の日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者（競争入札参加資格者として、再度確認を受けた者を除く。）に該当しないこと。

オ 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除（以下「指名停止等」という。）を受けていないこと。

カ 柏市長と契約を締結した案件の工事検査通知書の評定点（以下「工事成績」という。）が、次に掲げるものに該当しないこと。なお、特定建設工事共同企業体が受けた工事成績は、各構成員が受けたものとみなす。

(ア) 開札の時以前3か月以内に通知を受けた工事成績で60点未満（低入札価格調査の対象となり落札した案件については、65点未満）のもの

(イ) 開札の時以前2か月以内に通知を受けた工事成績で60点以上65点未満のもの

キ 事業協同組合等が入札に参加をする場合、その構成員ではないこと。

(3) 所在

共同企業体の代表者は本店が千葉県内又は入札の権限が委任された支店等が柏市内にあること、及び共同企業体の構成員は本店が柏市内にあること。ただし、本店又は入札の権限が委任された支店等は、人的及び物的設備を充足していること（責任者が常勤していること。電話の転送等は原則として認めない。一時的な

転送においては、転送先が別法人や雇用関係のない個人等ではないこと）。

(4) 許可

電気工事について、共同企業体の代表者は建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の特定建設業の許可を、共同企業体の構成員は同条の特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。

(5) 総合評定値

ア 総合評定値（建設業法第27条の29第1項の総合評定値で、この公告の日において本市に登録されているものをいう。）が、電気工事について、共同企業体の代表者は800点以上、及び共同企業体の構成員は700点以上であること。

イ 契約の締結の日前1年7か月以内の審査基準日の経営事項審査を受けていること。

(6) 実績

共同企業体の代表者と構成員は、次に掲げる実績（平成16年度以降に本市が発注した案件であって、当該工事成績が65点未満のものを除く。）をそれぞれ有すること。

なお、共同企業体による実績の場合は、出資比率が3割以上の案件に限るものとし、金額は出資比率に応じた額を実績金額とみなす。

ア 共同企業体の代表者の場合

官公庁等が平成16年度以降に発注した次に掲げる全ての条件を満たす電気工事を元請として施工完了した実績があること。

(ア) 請負金額が3,000万円以上

(イ) 新增改築工事（改修工事を含む）に伴うもの

イ 共同企業体の構成員の場合

官公庁等が平成16年度以降に発注した1,000万円以上の電気工事について、元請として施工完了した実績があること。

(7) 技術者

共同企業体の代表者は、電気工事について、建設業法第27条の18第1項の監理技術者資格者証の交付を受けた者を、共同企業体の構成員は、電気工事について監理技術者資格者証の交付を受けた者又は国家資格を有する主任技術者を、各々専任で配置すること。

また、当該配置する技術者は、入札書の提出があった日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。

(8) 社会保険等の加入

健康保険，厚生年金保険，雇用保険（以下「社会保険等」という。）に加入していること。

3 設計図書等の閲覧

(1) 期間

この公告の日から開札の日の前日まで

(2) 方法

入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち，この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「仕様書等」欄での閲覧

4 質疑及び回答

(1) 対象者

質疑ができる者は競争参加資格確認通知により競争参加資格を認められた者（共同企業体の代表者及び構成員）に限る。

(2) 質疑受付期限

令和2年3月24日（火）午後5時まで

(3) 質疑受付方法

質疑書様式（入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち，この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「仕様書等」欄に含まれる「質疑書」に必要事項を入力したもの）により質疑を作成し以下に指定するメールアドレス宛に送信すること。

(4) 質疑送信先メールアドレス（工事用）

shitsugi-k@city.kashiwa.chiba.jp

(5) 回答方法

令和2年3月27日（金）午前9時までに，入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち，この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「質疑書」欄に回答を掲載する。

5 競争参加資格確認申請書

入札に参加する共同企業体の代表者は，競争参加資格確認申請書を電子入札システムで提出するものとする。

(1) 送信期間

令和2年3月5日（木）午前8時から同月16日（月）午後5時まで

(2) 送信方法

調査票（入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち、この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「仕様書等」欄に含まれる「調査票」に必要な事項を入力したもの）に、次に掲げる各号の書類をスキャナーで読み取ったファイルを添付し、共同企業体の代表者が電子入札システムにより申請すること（スキャナーで読み取り添付することにより難しい場合はファクシミリにより送信すること。）。

ア 特定建設工事共同企業体協定書

イ 委任状及び使用印鑑届

ウ 配置予定技術者等に関する誓約書

エ 暴力団排除に関する誓約書

オ 契約の締結の日前1年7か月以内の審査基準日の経営規模等評価結果通知書
・総合評定値通知書（共同企業体の代表者及び構成員各々のもの）

なお、落札した場合は、速やかにアからエの各号に掲げる書類の原本を提出すること。

(3) 競争参加資格確認通知書

競争参加資格確認申請書を提出した者に対して、令和2年3月19日（木）午後5時までに電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を発行する。

6 入札書

共同企業体の代表者は、入札書を電子入札システムで提出するものとする。

(1) 送信期間

令和2年3月27日（金）午前10時から同年4月3日（金）午後3時まで

(2) 送信方法

内訳書（入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち、この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「仕様書等」欄に含まれる「内訳書」に必要な事項を入力したもの）を作成し、電子入札システムに添付して送信すること。

(3) 入力する入札金額

契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。

(4) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

7 開札

(1) 日時

令和2年4月6日（月）午前9時

(2) 場所

入札室

(3) 立会人

入札参加者は、開札に立ち会うことができる。

8 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、1回目の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。その際、最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札における入札書の提出期限日等は、電子入札システムの「再入札通知書」により通知する。

9 契約

(1) 契約の成立要件

契約の成立は、関連工事である工事第374号「公設市場立体駐車場建設工事（建築工事）」（以下「関連工事」という。）に係る柏市議会の議決を要する。

なお、関連工事が柏市議会で否決された場合、開札の時から議決の時までに関連工事の契約が成立しない場合又は本案件を落札した共同企業体の代表者若しくは構成員が指名停止等を受けた場合は、本契約は成立しない。また、関連工事の落札業者（落札業者が共同企業体の場合にあっては、その代表者又は構成員をいう。）が指名停止等を受けた場合は、本契約は成立しないことがある。いずれの場合においても、本市は、本契約が成立しないことによる補償は行わない。

(2) 市内本店業者への下請負

落札者は、下請業者を使用し工事を施工する場合には、市内本店業者を優先して下請負をさせるように努めること。

(3) 社会保険等未加入建設業者との下請契約

落札者は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）とは、原則として下請契約を締結してはならない。

(4) 契約保証金

契約金額の10分の1以上の額を納付すること（当該納付に代えて、保険会社、

金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項の保証事業会社をいう。）の保証によることができる。）。

なお、契約保証金の納付及び保険会社、金融機関又は保証事業会社の保証証書の提出は、仮契約の締結までに行うこと。

(5) 前払金及び中間前払金

前払金は契約金額の４割に相当する額（１０万円未満の額を切捨て）、中間前払金は契約金額の２割に相当する額（１０万円未満の額を切捨て）を、請求をすることができる。

なお、前払金と中間前払金の合計額は、原則として１億円を限度とし、契約金額の６割の額（１０万円未満の額を切捨て）を上限とする。

(6) 部分払

柏市財務規則（昭和５９年柏市規則第４号）第１６０条の部分払の請求をすることができる。

(7) 建設業退職金共済に係る手続き

建設業退職金共済証紙を購入し、その掛金収納書を提出すること（その他の退職金共済制度に加入している場合又は独自の退職金制度を保有している場合を除く。）。

(8) CORINS

一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）への登録は、全体工期で登録をすること（契約金額が５００万円未満の案件を除く。）。

10 留意事項

(1) 無効な入札

入札参加資格のない者が行った入札、申請書若しくは入札書又はそれらの添付資料に虚偽の入力又は記載を行った者の入札及び入札条件（柏市入札情報の「規程集」に掲載するもの）に違反した者の入札は無効とする。

(2) システム障害等

ア ちば電子調達システム等に障害等やむを得ない事情が生じた場合は、開札日時を延期し、又は用紙による入札に変更することがある。

イ 入札参加者にシステムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、本市の承諾を得て用紙による入札に変更することができる。

(3) 異議申立て

ア 入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

イ 入札の執行は、関連工事が取りやめ若しくは中止となったとき、競争参加資格確認申請者が1者もなかったとき又は本市の都合により若しくは入札を公正に執行することができないと認めるときは、開札日時を延期し、又は取りやめることがある。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできない。

ウ 本案件の落札業者の決定は、関連工事の契約が成立するまでの間は保留するものとする。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできない。

1 1 担当

(1) 発注部署

経済産業部 公設市場

(2) 入札執行部署

財政部 契約課

住所 柏市柏五丁目10番1号

電話 04-7167-1121 (直通)

柏市入札情報 柏市オフィシャルウェブサイト

(<http://www.city.kashiwa.lg.jp/>) からリンクされるページ